

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年10月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000041号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000058号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和58年8月1日から昭和59年8月1日まで
② 昭和61年10月1日から昭和63年8月1日まで

A社(以下「事業所」という。)に勤務し厚生年金保険の被保険者であった期間のうち、請求期間①の標準報酬月額が、その前後の期間の標準報酬月額に比べて11万円以上低くなっており、請求期間②の標準報酬月額も、その前後の期間の標準報酬月額に比べて10万円ほど低くなっていて、年金記録に何かの間違があると思われる。

請求期間①は、B国高速作業所(B国高速道路工事)から帰任し国内で地下鉄駅の土木工事の施工管理を行っていた時期であり、請求期間②はB国高速作業所に再度赴任していた時期と11ヶ月重複しており、B国から帰任後も国内で土木工事の施工管理を行っていた。当時の給与明細書等の資料はないが、以前、社内に同姓同名の者がいると聞いたことがあり、記録間違の可能性が考えられる。請求期間とその前後の期間で標準報酬月額の違が大きすぎるので、調査の上、記録を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、事業所における請求期間①及び②の標準報酬月額が、その前後の期間の標準報酬月額に比べて大幅に低くなっていて違が大きすぎるので、標準報酬月額の記録に何かの間違がある旨主張している。

しかしながら、事業所は、請求期間に係る報酬月額の届出等の資料及び給与額、厚生年金保険料の控除額、標準報酬月額等が確認できる資料等はなく、請求期間の標準報酬月額が下がっている理由は不明である旨回答していることから、請求者の請求期間当時の給与額、厚生年金保険に係る届出、保険料の納付及び給与からの保険料控除について確認することができない上、事業所が当時加入していたC国民健康保険組合は、「請求期間①及び②に係る標準報酬月額の記録は保存期間経過のため確認できなかった。」と回答している。

また、請求者と同日付けで事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚（以下「同期の同僚」という。）のうち 35 名に当時の事情を照会し 27 名から回答があったが、そのうちの一人から提出された請求期間①及び②の給与支給明細書によると、事業主は、当該同僚のオンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していることが確認できるとともに、当該同僚のオンライン記録の標準報酬月額は、給与支給明細書の支給合計額から算定した標準報酬月額と同額であることから、事業主はオンライン記録どおりの標準報酬月額の届出を行っているとは推認できるほか、回答があった他の 2 名から提出された請求期間に係る給与所得の源泉徴収票においても、事業主は、当該 2 名のオンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していることが認められる。

さらに、請求期間①について、当時、D 課に所属していた同僚は、当時の海外赴任者の諸手当は高かったため、日本国内勤務時との給与の格差が大きかった旨回答しており、請求期間①当時、請求者と同じ B 国高速作業所に所属していた同僚も、海外勤務時の給与より日本国内勤務時の給与は下がっている旨回答していることから、当時の事業所における海外赴任時に係る給与は、国内勤務時の給与と比較して高く、標準報酬月額も高額になっていることが推認できる。

なお、請求者及び同期の同僚の標準報酬月額について、請求期間①前（請求者が B 国高速作業所に赴任していた時期）に係る標準報酬月額を確認したところ、請求者の当該期間の標準報酬月額は、同期の同僚の標準報酬月額と比較して高額となっており、当時の厚生年金保険の標準報酬月額保険料額表における最高等級（41 万円）となっていることが確認できる。

加えて、請求期間②について、請求者が B 国高速作業所で同じ仕事をしていたとして名前を挙げた同僚の一人が、海外手当はドル建てなので、為替レートで変動したかもしれないとしており、最後の頃に B 国に赴任して来た者は海外に赴任すれば収入が増えると言われて B 国に来たのに、日本より収入が減ったと言っていた旨陳述している。

なお、標準報酬月額を算定する際に、外貨で給与等が支払われている場合、実際に支払われた外貨を支払日の外国為替換算率で日本円に換算した金額を報酬額とするとされており、公式為替レート履歴により、当時の円対ドル為替レートを調査したところ、請求期間②直前の昭和 60 年 10 月から適用される標準報酬月額を算定する最初の月の初日（昭和 60 年 5 月 1 日）に 251 円/ドルであったものが、請求期間②の昭和 61 年 10 月から適用される標準報酬月額を算定する最終月の末日（昭和 61 年 7 月 31 日）には 153 円/ドルとなっており、昭和 60 年の標準報酬月額を算定する期間に対して昭和 61 年の標準報酬月額を算定する期間は、大幅な円高となっている期間であることから、請求期間②に係る標準報酬月額が低下した要因の一つと考えられる。

また、厚生年金保険被保険者名簿において確認できる同姓同名の者の標準報酬月額は、一部の期間を除き請求者の標準報酬月額に比べてかなり低い額であることから、請求者が主張するような標準報酬月額の記録に間違いが生じたとは考えられない。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る給与の支給額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①及び②

において、請求者にオンライン記録の標準報酬月額を超える給与が支給され、オンライン記録の標準報酬月額を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。